

帯広市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第12号

帯広市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(帯広市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 帯広市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削る。

第2条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「勤務場所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）」を加え、同号を同条第1号とし、同条第4号中「採用された職員」の次に「（本市の要請により職員となった者その他市長が特に必要と認める者に限る。）」を加え、同号を同条第2号とし、同条第5号中「根拠地」を「根拠」に改め、同号を同条第3号とし、同条第6号を削り、同条第7号中「配偶者」の次に「（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同条第4号とし、同条に次の2号を加える。

(5) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の市長が定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市長が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第3条第2項中「いずれか」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「のため、旅行」を「又は赴任のための旅行」に改め、「免職」の次に「、失職」を、「場合」の次に「（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）」を加え、「当該職員」を「、当該職員」に改め、同項第3号中「90日以内」を「3月以内」に改め、同条第7項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」及び「その出発前に」を

削り、「を取り消され、若しくは変更され、又は死亡した場合において」を「の変更（取消しを含む。）を受け、又は死亡した場合その他市長が定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「その者の損失となった金額で市長が定めた額」を「その者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が定めるもの」に、「支給する」を「支給することができる」に改め、同条第8項中「支給する」を「支給することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

9 第1項、第2項及び第4項から第7項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付する。

第5条及び第6条を次のように改める。

（旅費の請求手続）

第5条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する請求書及び必要な書類の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他必要な事項は、市長が定める。

第6条 削除

第6条の2を削る。

第2章の章名を削る。

第8条の見出しを「(旅費の種類)」に改め、同条中「普通旅費」を「旅費の種類」に、「日当、宿泊料及び食卓料の7種」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費」に改める。

第9条第1項中「及び座席指定料金」を「、座席指定料金及び寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「運賃の等級を設けない線路による旅行の場合は、その」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「徴する」の次に「列車を運行する」を加え、「前2号」を「前号」に改め、「次に規定する」を削り、同号ア及びイを削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「徴する」の次に「客車を運行する」を加え、「前3号」を「第1号」に、「急行料金」を「前号に規定する急行料金」に、「ほか座席指定料金」を「ほか、座席指定料金」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 寝台料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第9条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に、「同項第4号」を「同項第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 外国旅行(本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。))と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。))との間における旅行及び外国における旅行をいう。以下同じ。))の場合の鉄道賃は、市長が定める。

第10条中「及び寝台料金」を「、座席指定料金及び寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、座席指定料金

同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第10条に次の1項を加える。

2 外国旅行の場合の船賃は、その都度市長が定める運賃等の額による。

第11条（見出しを除く。）を次のように改める。

第11条 航空賃は、航空機によって旅行する場合に限り、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用のうち現に支払った額の合計額によりこれを支給する。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 外国旅行の場合の航空賃は、市長が定める。

第12条第1項中「別表の定額によりこれ」を「1キロメートルにつき37円」に改める。

第13条から第15条までを次のように改める。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し出す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 外国旅行の場合のその他の交通費は、市長が定める。

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。次条において「財務省令」という。）に規定される金額との均衡を考慮して、市長が定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とした実費額とする。

2 前項の場合において、市長が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 市長、副市長、公営企業管理者及び常勤の監査委員

(2) 一般職に属する職員

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令に規定される金額との均衡を考慮して、通常要する費用の額を勘案して市長が定める1夜当たりの定額とする。

第3章の章名を削る。

第16条から第19条までを次のように改める。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第13条までの規定による交通費及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市長が定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に規定する額とする。

(1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第4章の章名を削る。

第20条及び第21条を次のように改める。

第20条 削除

(渡航雑費)

第21条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が定める費用の額とする。

第23条中「職員が退職等となった日にいた地から居住地までの前職相当の旅費」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるもの」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 出張命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第24条第1項中「第3条第2項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「次の各号に規定する旅費」を「出張又は赴任の例に準じて市長が定めるもの」に改め、同項各号を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第25条を削り、第24条の2を第25条とする。

第26条第1項中「職員が、公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行し、又は旅行する場合」を「旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合」に、「支給することが」を「支給した場合には」に改め、同条第2項中「職員が、この条例」を「旅行者がこの条例」に、「特別の事情又は」を「特別の事情により、又は」に、「性質により」を「性質上」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第26条の2 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が定める。

第27条を次のように改める。

(旅費の特例)

第27条 市長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

第28条中「規則で」を「市長が」に改める。

別表を削る。

(帯広市消防団条例の一部改正)

第2条 帯広市消防団条例（昭和32年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「市内出張旅費の例による」を削り、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項各号列記以外の部分中「等級」を「うち、宿泊費の上限額について」に、「のいずれかとし、その支給方法については、この条例に定めるもののほか、市の諸規定を準用」を「に掲げる団員の区分に応じて、当該各号に定める額と」に改め、同項第1号中「旅費条例別表に規定する1等級」を「旅費条例第14条第2項第1号に規定する職員の区分に応じた額」に改め、同項第2号中「旅費条例別表に規定する2等級」を「旅費条例第14条第2項第2号に規定する職員の区分に応じた額」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の費用弁償の支給方法については、この条例に定めるもののほか、市の諸規定を準用する。

(帯広市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第3条 帯広市報酬及び費用弁償条例（昭和28年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「市内出張旅費の例による」を削り、「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第3項中「等級」を「うち、宿泊費に係る職員の区分」に改める。

別表中「に規定する等級」を「第14条第2項各号に規定する職員の区分」に、「1等級」を「第14条第2項第1号に規定する職員の区分」に、「2等級」を「第14条第2項第2号に規定する職員の区分」に改める。

(議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部改正)

第4条 議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表に規定する2等級の職員に支給する旅費（日当にあつては、旅程にかかわらずその全額）」を「の規定により一般職に属する職員に支給する旅費」に改める。

（帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第5条 帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「の等級」を「のうち宿泊費の上限額について」に、「別表に規定する1等級」を「第14条第2項第1号に規定する職員の区分に応じた額」に改める。

（帯広市教育委員会教育長給与等条例の一部改正）

第6条 帯広市教育委員会教育長給与等条例（昭和27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表に規定する1等級の職員」を「の規定により市長に支給する旅費」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の帯広市職員等の旅費に関する条例、帯広市消防団条例、帯広市報酬及び費用弁償条例、議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例、帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例並びに帯広市教育委員会教育長給与等条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行、出動及び出頭又は参加した者の費用弁償から適用し、施行日前に出発した旅行、出動及び出頭又は参加した者の費用弁償については、なお従前の例による。